

毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請

事 項	毒物劇物製造（輸入）業の登録の変更を受けようとするとき			
根拠法令等	法第4条(営業の登録) 法第5条(登録の基準) 法第9条(登録の変更) 法第33条(登録票の交付等) 令第37条(省令への委任) 規則第4条の4第1項(製造所等の設備) 規則第10条(登録の変更の申請) 奈良県毒物劇物販売業登録等審査基準及び指導基準			
提出書類	1 毒物劇物製造（輸入）業登録変更申請書 【別記第10号様式】 2 製造（輸入）設備の概要図 3 製造施設等の概要 4 製造工程図 5 製造手順 6 製剤の組成等 7 廃液の処理フロー 8 安全衛生上の措置 9 盗難防止規定・危害防止規定 10 現登録票 なお、2～9については、必要に応じ省略することができる。			
提出先	奈良県薬務課	標準処理期間	14日（輸入業は10日） （閉庁日及び書類補正期間を除く）	
受理機関	薬務課	提出部数	1部	
手数料 (収入証紙)	5,200円 ※			
	平成10.4.1現在			

<留意事項>

1 登録の基準

「奈良県薬局等許可審査基準及び指導基準」に定めるとおり。

2 申請書記載上の注意事項

記 載 欄	記 載 上 の 注 意 事 項
申請書表題	・ 製造業、輸入業のいずれに該当するかを○印で囲むこと。
製造所(営業所)の所在地及び名称	・ テナントビル等に入居している場合はビル名及びその階数を記載すること。 また、丁目、番地、号はアラビア数字を用いて、「2丁目3番4号」を「2-3-4」のように記載してもよい。
製造(輸入)品目	・ 類別は、法別表又は指定令による類別によること。 ・ 原体の小分けの場合は、その旨を化学名の横に付記すること。 ・ 製剤の含量は、一定の含量幅を持たせて記載して差し支えないこと。 ・ 品目のすべてを記載することができない場合は、別紙のとおりと記載し、別紙を添付すること。
備考	・ 添付省略書類の有無を○で囲むとともに、省略する書類名を○で囲むこと。
その他	

3 添付書類に関する取り扱いについて

添付書類の省略等

省略可能な書類	省略できる場合
製造(輸入)設備の概要図 製造施設等の概要 製造工程図 製造手順 製剤の組成等 廃液の処理フロー 安全衛生上の措置 盗難防止規定・危害防止規定	・ 変更登録を受ける品目により、従来の登録内容と異なる書類について提出すること。 ・ 変更がなく提出を省略する書類については、備考欄にその旨を記載すること。

4 登録票の裏書きについて

登録変更申請については、施設等の調査確認後、登録票に以下の裏書きを行ったうえで交付する。
(年 月 日付で申請の登録の変更をしたことを証明する。

年 月 日 奈良県知事名 印)

5 登録票の交付

原則として、申請日の2週間後(輸入の場合は10日)に登録票を発行するので、受取印(受領者の個人印で可)を持参のこと。

なお、登録票の郵送を希望する場合には、申請時に切手440円分を貼付した角2サイズ(A4サイズの紙を折らずに入れることのできる大きさ)の返信用封筒を提出すること。

